

2022(令和4)年6月13日

料金を値上げする水道事業給水条例改正案を上程 ～令和5年4月1日から反映、松橋町・小川町・豊野西部地区が対象～

【経緯】

本市の水道事業は、給水量の約7割を、球磨川を水源とする上天草・宇城水道企業団水道用水で賄っており、現在同企業団では、大規模な施設改修事業に取り組んでいます。

この事業に伴い、令和2年4月から同企業団が供給単価を1^m当たり39円(104円⇒143円)値上げしたことから、本市の受水費用も年間1.4億円増加しましたが、経費削減や一般会計繰入金により、これまで水道料金に反映させることなく据え置いてきました。

しかし、水道事業会計の恒常的な収入不足は解消できず、安定した事業運営を行うために、6月議会に料金を値上げする水道事業給水条例改正案を提案するものです。

【目的・ねらい】

企業会計である水道事業会計は、独立採算及び受益者負担を基本原則としています。今回の改定では、企業団受水費増額分を補うことを目的に、企業団からの受水区域(松橋町、小川町、豊野西部地区)で、企業団値上げ分(1^m当たり39円)をそのまま料金に反映させ、今後の健全な水道事業の経営を図ります。

- 1 改定時期** 令和5年4月1日使用分から
(請求は令和5年5月請求分から)
- 2 対象地域** 上天草・宇城水道企業団からの受水区域
・松橋町・小川町の全域
・豊野西部地区(下郷、山崎、糸石の一部、中間、上郷)
- 3 改定額** ・現行の基本料金と超過料金に、1^m当たり39円値上げ
・平均的な世帯(3人世帯、メーター口径13mm、20^m³/月使用)の場合、780円/月の増額
(別添資料参照)

問い合わせ 上下水道局上下水道課 (課長)城塚 (課長補佐)岩岡 (担当:経営係)
〒869-0592 熊本県宇城市松橋町大野 85
TEL:0964-32-1111(代表) FAX:0964-32-0110